

香川県内水面漁場管理委員会関係規程の改正について

1 香川県内水面漁場管理委員会関係規程の一覧

【委員会の運営に関する規程】

- ・ 香川県内水面漁場管理委員会運営規程 (今回改正)
→委員会の招集や議事録等、委員会の運営に関することを定めたもの
- ・ 意見の聴取に関する手続規程 (今回改正)
→委員会が行う意見の聴取に関し必要な事項を定めたもの
- ・ 公聴会に関する手続き規程
→委員会が行う公聴会 (内水面漁場計画を作成する時) に関し必要な事項を定めたもの

2 今回の改正のポイント

◎香川県内水面漁場管理委員会運営規程

主な改正点

- ・ 不要規定の削除。
- ・ Web による会議への参加を可能とすることを追加。
- ・ 議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することを追加。

◎意見の聴取に関する手続規程

① 委員会が行う意見の聴取については

- ・ 免許後に漁業権に条件を付ける時 (法第 86 条第 1 項)
 - ・ 休業による漁業権の取消し (法第 89 条第 1 項)
 - ・ 免許後に適格性がなくなった者の漁業権の取消し (法第 92 条第 1 項)
 - ・ 第五種共同漁業の増殖命令違反者に対する漁業権の取消し (法第 169 条第 2 項)
- 等の場合に実施することになっています。

② 今回、漁業法改正に伴い、「意見の聴取に関する手続規程例」が水産庁から示されたことから、これに沿って改正するものです。

主な改正点

- ・ 第五種共同漁業権の取消しに関する規定を追加
 - ・ 文書等の閲覧の手続きに関する規定を削除
 - ・ 弁明書を陳述書に改正
- ③ なお、近年、この規程に基づき意見の聴取を行った事例は、本委員会ではありません。

香川県内水面漁場管理委員会運営規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>香川県内水面漁場管理委員会運営規程 （趣旨）</p> <p>第1条 略 （委員会の招集）</p> <p>第2条 <u>委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに委員に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第3条 略 （発言）</p> <p>第4条 略 （議決）</p> <p>第5条 略 （議事録）</p> <p>第6条 1～2 略</p> <p>3 <u>委員会は、第1項の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。</u></p> <p>（規程の改正）</p> <p>第7条 略 （雑則）</p> <p>第8条 略</p>	<p>香川県内水面漁場管理委員会運営規程 （趣旨）</p> <p>第1条 略 （委員会の招集）</p> <p>第2条 <u>委員会の会議は会長が招集する。この場合において会長に事故があり、かつ漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第3条第2項に定める委員がないとき、又はその者に事故があるときは、委員のうちで最年長の者が招集する。</u></p> <p>2 <u>委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに委員に通知しなければならない。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第3条 略 （発言）</p> <p>第4条 略 （議決）</p> <p>第5条 略 （議事録）</p> <p>第6条 1～2 略 （新設）</p> <p>（規程の改正）</p> <p>第7条 略 （雑則）</p> <p>第8条 略</p>

附 則 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

香川県内水面漁場管理委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（委員会の招集）

第2条 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに委員に通知しなければならない。

3 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（議長）

第3条 会議の議長には、会長があたる。

（発言）

第4条 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

（議決）

第5条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

（議事録）

第6条 委員会の議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

3 委員会は、第1項の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（規程の改正）

第7条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

意見の聴取に関する手続き規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>意見の聴取に関する手続き規程 (趣旨)</p> <p>第1条 内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（<u>昭和24年法律第267号</u>。以下「法」という。）<u>第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 1～2 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時まで）に<u>令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定</u></p>	<p>意見の聴取に関する手続き規程 (趣旨)</p> <p>第1条 内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取<u>（法第10条の規程による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）</u>を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(意見の聴取の期日の変更)</p> <p>第5条 1～2 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日の変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時まで）に<u>令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを</u></p>

による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 略

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(削除)

受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 略

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(4)

(5) 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)

(6)～(7) 略

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(2)～(3) 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請

項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事実についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(4)

(5) 当事者等の弁明の要旨(提出された弁明書における弁明を含む。)

(6)～(7) 略

2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2)～(3) 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請

求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

- 2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(削除)

(削除)

求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

- 2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

意見の聴取に関する手続規程（案）

（趣旨）

第1条 内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない

（会議上の拘束）

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

（期日及び案件の公示）

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- （1）都道府県の公報に掲載
- （2）委員会の事務所の掲示場に掲示

（意見の聴取の期日の変更）

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並

びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

- 2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
 - (2) 意見の聴取の期日及び場所
 - (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
 - (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - (5) 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）
 - (6) 提出された証拠の標目
 - (7) その他参考となるべき事項
- 2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
 - 3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
 - (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
 - (3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

- 2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

附 則

この規程は、平成6年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。